

愛知県新型コロナウイルス感染症 経済対策

(2020 年 6 月改訂版)

2020 年 6 月 24 日

愛知県

目 次

はじめに	1
1 事業者に対する支援	2
（1）中小企業の資金繰り対策	2
（2）中堅・大企業の資金繰り対策	4
（3）商店街の活動の支援	4
（4）「中小・小規模企業総合相談窓口」における相談対応	4
（5）小規模事業者に対する経営支援の強化	4
（6）雇用・労働に関する支援	4
（7）農林水産事業者等への支援	5
（8）文化芸術活動の支援	7
（9）文化芸術、スポーツ活動の事業継続に対する支援	8
（10）医療法人への支援	8
（11）障害福祉サービス事業所等への支援	8
（12）タクシー事業者への支援	8
（13）航空運送事業者への支援	8
（14）学校給食休止等に伴い発生する関係事業者への支援	9
（15）愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金	9
（16）新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金	9
（17）市町村が独自に実施する休業支援金等に対する支援	9
（18）持続化給付金	10
（19）雇用調整助成金	10
（20）中小企業者等への家賃補助	10
（21）税制上の支援	10
（22）使用料等の支払い猶予等	11
（23）公共投資の早期執行等	13

2	家計に対する支援	13
(1)	特別定額給付金	13
(2)	休業・失業等による収入減少世帯への支援	13
(3)	県営住宅の提供	14
(4)	学校の臨時休業等に伴う対策	15
(5)	ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給	15
(6)	税制上の支援	15
3	さらなる支援	16
(1)	強靱な経済構造の構築に対する支援	16
(2)	経済活動の回復に対する支援	17
(3)	今後の支援策の展開	18

はじめに

愛知県は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、4月10日に県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出するなど、県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先にありとあらゆる対策を講じてまいりました。

これらの取組の結果、本県の新規感染者数は大きく減少傾向にあります。医療関係者の皆様には、昼夜を問わず最前線で献身的に対応していただくとともに、県民の皆様、事業者の皆様には、外出自粛や休業要請などにご協力いただき、全ての皆様に改めて感謝申し上げます。

一方、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあります。再度の感染拡大防止とのバランスを図りつつ、社会経済活動の回復を目指していかなければなりません。

この冊子は、5月11日に公表した経済対策に、その後の状況の変化や国の第2次補正予算に基づいて追加・拡充した対策を加え、愛知県が、独自に、あるいは国の対策に呼応して、県内市町村とも緊密な連携を図りながら取り組む、事業継続や家計への支援、さらには感染収束後の需要喚起などの今後を見据えた支援を取りまとめたものです。

愛知県といたしましては、県民の皆様の生命と健康を守ることを引き続き最優先としつつ、現下の極めて厳しい経済状況を克服し、活力ある社会経済活動を取り戻すとともに、将来の感染症リスクにも対応できる強靱な経済や社会の構造を築き、持続的な成長への一步を踏み出すことができるよう、全力で取り組んでまいります。そして、県民・事業者の皆様と、オール愛知でこの難局を乗り越え、「日本一元気な愛知」をつくってまいりたいと存じます。

引き続き、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年6月

愛知県知事
大村秀章

対策

☆印は、5月11日に公表した経済対策から、追加・拡充したもの。

1 事業者に対する支援

(1) 中小企業の資金繰り対策【経済産業局】

ア 県融資制度の拡充（県）

- 「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金」の創設（5月18日～12月31日）

融資限度額500万円の短期の小口融資を創設。国の雇用調整助成金や家賃支援などの制度資金が中小・小規模事業者の手元に届くまでのつなぎ資金を想定。実質無利子、無担保、保証料ゼロで、100%県が損失を補償（融資枠1,000億円）。



- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設・拡充（5月1日～12月31日）

一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応するため、実質無利子、無担保、保証料ゼロの新たな融資制度を創設（限度額4,000万円、融資枠1兆円に拡充、6月23日から受付開始）。

- 「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設（3月9日～8月31日）

東日本大震災対応の際の「ガンバロー資金」と同等の無担保、保証料ゼロの融資制度を新設（融資枠2,000億円）。

- 「サポート資金（セーフティネット）」の拡充（3月2日～）

- ・ セーフティネット保証4号の発動

国が本県を含む47都道府県を突発的災害（自然災害等。今回は新型コロナウイルス感染症がこれに当たる。）の影響を受けた地域として指定。

- ・ **セーフティネット保証5号の業種の追加指定**
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている業種として、2020年5月1日から原則全業種を指定。

○ **「サポート資金（大規模危機対応）」の取扱開始（3月13日～2021年1月31日）**

国の保証制度である危機関連保証に対応。大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応として実施される危機関連保証の認定を受けた中小企業者が対象。

○ **「サポート資金（経営あんしん）」の拡充（2月18日～2021年3月31日）**

売上高について、1か月間の減少実績、かつ、その後2か月間の減少見込みがあれば制度の利用が可能となるよう、融資条件を緩和。



イ 資本性資金提供・資本増強支援（国）

一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、日本政策金融公庫等及び商工組合中央金庫が、民間金融機関が資本とみなすことができる長期間元本返済のない資本性劣後ローンを供給。

また、中小機構が出資する官民連携の中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施。

ウ 金融機関への要請（県）

県融資制度取扱金融機関等に対し、直接的又は間接的に影響を受ける中小企業の実情に応じて、貸付条件の変更等のニーズに弾力的かつ機動的に対応するよう要請。

地域の金融機関の代表者等に対し、国や県の融資制度の積極的な活用による中小企業支援について協力を要請。

☆ (2) 中堅・大企業の資金繰り対策 (国) 【経済産業局】

日本政策金融公庫の貸付け等により、指定金融機関である商工組合中央金庫等が、業況が悪化している事業者の資金繰りを支援するため、長期の融資を実施。また、財務基盤が悪化している事業者に対して資本性劣後ローンを提供。

(3) 商店街の活動の支援 (県) 【経済産業局】

食事のテイクアウトや商品等のデリバリー事業など商店街が工夫して行う独自の取組や感染症の拡大防止に寄与する取組を既存の商業振興事業費補助金の対象に追加・拡充 (単一団体の場合上限 90 万円、複数団体連携の場合上限 180 万円)。

(4) 「中小・小規模企業総合相談窓口」における相談対応 (県)

【経済産業局】

県機関、県内商工会議所・商工会等、約 100 か所に設置する相談窓口で、中小企業・小規模企業や事業基盤の弱いフリーランスを含む個人事業主に対して、資金繰り、経営等に関する相談対応・情報提供を実施。

☆ (5) 小規模事業者に対する経営支援の強化 (県) 【経済産業局】

「持続化給付金」を始めとした各種助成金に係る電子申請手続の支援など、相談体制の強化を行う商工会を支援。

(6) 雇用・労働に関する支援 (県) 【労働局】

☆ ア テレワークの導入支援

中小企業の経営者、実務担当者を対象に、テレワークの活用方法や導入プロセスを学ぶ「テレワーク・スクール」を開催する他、テレワークの導入を希望する企業を対象に、テレワークに関する専門家をアドバイザーとして派遣するとともに、個別相談会を開催。

☆ **イ 相談支援**

労働局労働福祉課（あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」）や県民事務所産業労働課等において、労働関係法令や労務管理などの労働に関する相談に対応。

また、社会保険労務士による雇用調整助成金・働き方改革に関する特別相談会（6月中）を開催。

さらに、企業への支援策の周知及び労働者の雇用面、住居や生活面などの相談にワンストップで対応する「あいち雇用労働まるごと相談会」を開催。

☆ **ウ 就職面接会やWeb版合同企業説明会の開催**

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた求職者の再就職活動や新規学卒者等の就職活動を支援するため、地域単位の就職面接会やインターネットを活用したWeb版合同企業説明会を開催。

（7）農林水産事業者等への支援【農業水産局】

ア 農業近代化資金の拡充（国・県）

国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる農業近代化資金について、融資枠を拡大（30億円→60億円）。

☆ **イ 「食べて応援プロジェクト」掲示板の開設（県）（5月19日～）**

県産農林水産物を利用している飲食店、販売店等におけるテイクアウト、デリバリー等の情報を紹介する「食べて応援プロジェクト」掲示板を開設。

☆ **ウ 県立農業大学校における農業研修の実施（県）（7月～）**

外国人技能実習生が入国できないことなどによる人手不足の解消を図るため、県立農業大学校において農業研修を実施。

☆ エ 県産牛肉・名古屋コーチンの学校給食への提供(県)(7月～)
価格の下落や販売量の減少が顕著である県産牛肉・名古屋
コーチンを学校給食に無償で提供し、児童生徒(約67万人)
を応援するとともに、県内畜産農家及び食肉事業者を支援(県
産牛肉100g×3回、名古屋コーチン75g×2回)。

オ 花き・つまもの(県)

☆ ○ 花き・つまものについて新たな利活用に取り組む農業者
を支援(5月18日～6月30日)

イベントや冠婚葬祭の自粛等により需要が低迷している
「花き」や大葉等の「つまもの」について、公共施設等での
「花き」の装飾や「つまもの」を使った新メニューの開発な
ど、新たな利活用に取り組む農業者を支援(1経営体あたり
20万円)。

☆ ○ 公共施設等において花きの活用を拡大する取組の支援

花の生産、流通団体と協力して、県内の生花店から高齢者
福祉施設に直接あいちの花をお届けする事業を実施(5月
9日、10日)。

また、流通事業者等と一体となって、空港、駅、庁舎等公
共施設等において花きの活用を拡大する取組を支援(7月～)。

カ 漁業近代化資金の拡充(国・県)

国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・
無保証料で借り入れできる漁業近代化資金について、融資枠
を拡大(8億円→16億円)。

☆ キ 漁場清掃活動に取り組む漁業者の支援(県)(7月～)

低迷する魚価を下支えするために増やしている休漁日を
活用して、漁場清掃活動に取り組む漁業者を支援(1経営体あ

たり 20 万円)。



ク 漁業者の資金繰り支援のための利子補給（県）（7月～）

漁業者の資金繰り支援のため、債務の返済に必要な資金と
運転資金について県が利子補給を実施。

（8）文化芸術活動の支援（県）【県民文化局】

ア 文化芸術活動応援金

財政基盤が脆弱な文化芸術活動関係者を支援するため、「文
化振興基金」を活用して寄附を募り、本県独自の愛知県文化活
動応援金を交付（法人 20 万円、個人事業者 10 万円）。

イ アーティスト等の活動に対する支援

県内文化施設の所蔵作品等を題材とした映像作品の制作を、
企画運営会社を通じてアーティストに委託し、Web サイト
を通じたオンライン配信を実施。

ウ 伝統文化活動に対する支援

県内で長く継承されている伝統的な文化芸術活動の魅力
を伝える映像作品を制作し、地元テレビ局で番組として放映す
るとともに、オンライン配信を実施。

エ 文化活動事業費補助金の拡充

県内に活動の本拠を置き地域の文化振興に資する団体が行
う、文化活動事業を支援する文化活動事業費補助金について、
今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止し
た事業、無観客公演とした事業を補助対象とするほか、申請期
限を例年より 2 か月程度延長。

☆ オ 美術品等取得基金の特別枠の設置

美術品等取得基金に今年度から3年間で1億円の特別枠を設け、愛知県美術館で若手作家の現代美術作品を重点的に購入。購入した作品は、今後、愛知県美術館でのコレクション展等を通じて紹介。

☆ (9) 文化芸術、スポーツ活動の事業継続に対する支援（県）【県民文化局・スポーツ局】

文化芸術、スポーツ活動の事業継続を図るため、大型集客施設2施設（愛知芸術劇場及び愛知県体育館）について、2020年度中の施設利用料金を50%減免（7月1日～）。

☆ (10) 医療法人への支援（県・市町村）【保健医療局】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りが悪化している2次救急医療を担う病院を運営する医療法人を支援するため、無利子、無担保の新たな融資制度を創設（融資限度額5億円）。

☆ (11) 障害福祉サービス事業所等への支援（県）【福祉局】

生産活動を行う障害福祉サービス事業所に対するアドバイザーの派遣、障害者からの相談に対応する生活支援員の増員等を実施。

☆ (12) タクシー事業者への支援（県）【都市整備局】

県内のタクシー事業者（個人タクシー事業者を含む）が行う運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止用スクリーンの設置に対して、1台あたり上限8千円を補助（補助率：10/10）。

☆ (13) 航空運送事業者への支援（県）【建設局】

中部国際空港に本拠地を置く定期航空運送事業者が負担する事務所賃料を補助（補助率：2/3（事業者1/3）、対象期間：

2020年4月分から9月分までの6か月間)。

また、県営名古屋空港を拠点とする定期航空運送事業者に対し、拠点化支援のための着陸料・業務用施設使用料の軽減措置に加え、業務用施設使用料についてはさらに20%減免(2020年4月分から9月分までの6か月)。

☆ (14) 学校給食休止等に伴い発生する関係事業者への支援(県)

【教育委員会】

学校給食の休止に、売上げが減少し、国の持続化給付金の上限額が支給対象となった学校給食関係事業者に対し、本県独自に国の持続化給付金に1事業者あたり20万円を上乗せし、事業の継続を支援。

(15) 愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金(県・市町村) **【経済産業局】**

4月17日からの休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力いただいた地元中小事業者等に対し、市町村と連携して1事業者あたり50万円の協力金を交付(総事業費293億円)。

(16) 新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金(県・市町村) **【保健医療局】**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、県が指定する期間、自主的に休業した理美容事業者に対し、1事業者あたり20万円(県10万円、市町村10万円(任意))の協力金を交付(総事業費18億円)。

☆ (17) 市町村が独自に実施する休業支援金等に対する支援(県)

【経済産業局】

愛知県緊急事態措置に伴って、テナントとして入居している施設等の運営者・管理者からの休業要請により、自らの意思に基づ

くことなく休業を余儀なくされた生活必需物資・サービスの提供を行う中小事業者等を対象に、市町村が支援金等交付事業を独自に実施する場合に県が補助（市町村交付額の合計の1／2以内（1事業者あたり25万円（50万円×1/2）を上限）。

(18) 持続化給付金（国）【経済産業局】

中小法人等に最大200万円、個人事業者等に最大100万円を支給する国の「持続化給付金」について、円滑な利用を促進するため、国が設置している申請サポート会場のほか、県機関、県内商工会議所・商工会等、約100か所に設置している相談窓口でも相談対応を実施。

☆ **(19) 雇用調整助成金（国）【労働局】**

中小企業が支給する休業手当の最大10/10（解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は一律10/10）を助成する雇用調整助成金（上限日額15,000円）について、労働局労働福祉課（あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」）や県民事務所産業労働課等における労働相談、特別相談会（6月中）、県HP、メールマガジン等を通じた周知を実施。

☆ **(20) 中小企業者等への家賃補助（国）【経済産業局・都市整備局】**

地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給する国の「家賃支援給付金」（中小企業等法人には最大600万円、個人事業主等には最大300万円を支給）について、相談窓口や関係団体を通じた周知など、利用を促進。

(21) 税制上の支援（県）【総務局】

ア 個人事業税の申告期限の延長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国

税において、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限が延長されたことに伴い、本県においても、2020年度分の個人事業税の申告期限を1か月（3月16日→4月16日）延長。

イ 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、県税の徴収を猶予できる特例を創設（2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する県税について適用）。

※国税及び市町村税についても同様の措置。

ウ 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税環境性能割（県税）の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限（現行2020年9月30日）を6か月延長。

※軽自動車税環境性能割（市町村税）についても同様の措置。

(22) 使用料等の支払い猶予等

ア 名古屋飛行場使用料の支払い猶予（県）【建設局】

県営名古屋空港を使用する航空運送事業者等に対し、着陸料、停留料、業務用施設使用料などの支払いを猶予（2020年4月分から7月分までを6か月間）。

イ 港湾・漁港施設使用料等の支払い猶予（県）【建設局】

県が管理する港湾・漁港を利用する個人・法人に対し、港湾施設使用料、入港料、漁港施設使用料などの支払いを猶予（2020年4月17日から9月30日までのそれぞれの支払期限を最長6か月間）。

ウ 公共土木施設等に係る各種使用料の支払い猶予（県）【建設局】

公共土木施設等の占使用者に対し、各種使用料（道路占使用料、流水占使用料、河川敷地占使用料、海岸保全区域占使用料、国有財産使用料）の支払いを猶予（2020年4月30日から9月30日までのそれぞれの支払期限を最長6か月間）。

エ 公園使用料の支払い猶予（県）【都市整備局】

県営都市公園に係る使用料（設置管理許可及び占用許可に係る使用料）の支払いを猶予（2020年4月30日から9月30日までのそれぞれの支払期限を最長6か月間）。

オ 工業用水道料金の支払い猶予（県）【企業庁】

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化し、一時的に工業用水道料金の支払いが困難な事情がある事業者に対し、料金の支払いを猶予（最長3か月）。

カ 土地貸付料、分割納入代金の支払い猶予及び立地内定期間の延長（県）【企業庁】

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化し、一時的に企業用地に係る土地貸付料等の支払いが困難な事情がある立地企業に対し、土地貸付料及び分割納入代金の支払いを猶予（最長3か月）。

また、契約準備中の立地内定企業に対して、立地内定期間を延長（最長3か月）。



キ 中小企業支援制度の利用料の減免（県、（公財）あいち産業振興機構）【経済産業局】

（公財）あいち産業振興機構が実施する専門家派遣事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の自己負担分を免除（最大10回）。

あいち産業科学技術総合センターが実施する依頼試験手数料及び機器貸付料について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して減免(2020年6月1日から2021年3月31日まで)。

(23) 公共投資の早期執行等(県)【関係局等】

地域経済を活性化し景気を下支えするため、生産性向上や防災・減災対策などの国土強靱化等につながるインフラ整備に係る2019年度補正予算や2020年度当初予算を早期に執行するなど公共事業を機動的に推進。

2 家計に対する支援

(1) 特別定額給付金(国・市町村)【総務局】

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人あたり10万円を給付。

(2) 休業・失業等による収入減少世帯への支援(県)

ア 生活福祉資金貸付制度の拡充【福祉局】

生活福祉資金貸付制度に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、生活費用を支援(緊急小口資金20万円以内、総合支援資金月20万円以内(2人以上世帯))。

イ 住居確保給付金の拡充【福祉局】

住居確保給付金の支給対象を拡大し、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況となり、住居を失った又は失うおそれがある方に対して、期間を定めて家賃相当額を支援(名古屋市の例:単身世帯 上限37,000円(住所地・世帯人数等により異なる))。

**ウ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金事業の
拡充【福祉局】**

新型コロナウイルス感染症の影響による、内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等に対し、就業するまでの間の求職期間等について家賃及び生活費を貸付。

☆ **エ 家計急変世帯に対する奨学給付金の支給【県民文化局・教育
委員会】**

新型コロナウイルス感染症の影響から、保護者の失職など家計急変により収入が減少し、県民税及び市町村民税所得割額非課税世帯に相当すると認められる世帯の高校生等の保護者を支給対象に追加。

☆ **オ オンライン学習に係る通信費の奨学給付金の加算支給【県
民文化局・教育委員会】**

新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン学習を活用している、前年度所得による県民税及び市町村民税所得割額非課税世帯及び保護者の失職など家計急変により、県民税及び市町村民税所得割額非課税世帯と認められる世帯の高校生等の保護者を対象に、通信費相当額を支援するため、加算支給（1人あたり1万円）。

☆ **（3）県営住宅の提供（県）【建築局】**

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により、住まいの確保が困難となった方に対して、県営住宅を提供し、さらに提供戸数を追加。

(4) 学校の臨時休業等に伴う対策（県）

ア 放課後等デイサービスの支援【福祉局】

学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）の臨時休業に伴い、利用が増加する放課後等デイサービス報酬の一部を負担するとともに、保護者負担分を助成。

イ 認可保育所等の臨時休園等に係る保育料返還分の補てん【福祉局】

認可保育所等に対し、感染拡大抑制のための臨時休園等で登園しない期間に係る保育料返還分を補てん。

ウ 学校給食休止等に伴い発生する保護者の負担の軽減【教育委員会】

臨時休業期間中の県立学校の学校給食費について、保護者の負担とならないよう返還。

☆ **(5) ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給（県）【福祉局】**

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う所得の低いひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給（基本給付：1世帯あたり5万円、第2子以降児童一人につき3万円加算、追加給付：収入が大きく減少した世帯に対して5万円）。

(6) 税制上の支援（県）【総務局】〔再掲〕

ア 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、県税の徴収を猶予できる特例を創設（2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する県税について適用）。

※国税及び市町村税についても同様の措置。

イ 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税環境性能割（県税）の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限（現行2020年9月30日）を6か月延長。

※軽自動車税環境性能割（市町村税）についても同様の措置。

3 さらに支援

（1）強靱な経済構造の構築に対する支援（県）【経済産業局】



ア 中小企業の事業継続計画の策定支援

中小企業等が新型コロナウイルス感染症への対応に必要な事項を盛り込んだ事業継続計画（BCP）を策定できるよう、「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル（仮称）」を策定するとともに、BCPモデルを活用したセミナー・相談会を開催。

イ 新サービスや新製品の開発及び販路拡大支援



○ 新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業

感染症対策に資する新サービス・新製品の開発及び販路拡大に取り組む中小企業等を支援する補助金を創設（補助上限額：500万円、補助率：3/4以内）。



○ あいち中小企業応援ファンド

「あいち中小企業応援ファンド助成事業 新事業展開応援助成金（一般枠）」について、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品（商品）開発を新たに補助対象に追加するとともに、感染拡大の影響により売上が大幅に減少した事業者に対して、助成率を引き上げて実施（助成規模5,000万円程度）。

(2) 経済活動の回復に対する支援（県）



ア 商店街の活動の支援【経済産業局】

「げんき商店街推進事業費補助金」について、新型コロナウイルス感染症の影響により、冷え込んだ県内の消費を喚起するため、市町村が商店街の活性化に向けて実施するプレミアム商品券発行事業に対する支援を拡充（補助上限額（プレミアム分）：政令市 8,000 万円・中核市 2,800 万円・その他 1,400 万円（民間負担不要）、補助率：1 / 2 以内）。



イ クラウドファンディングを活用した商品券等の販売促進【経済産業局】

県内の小売店、飲食店、ホテル・旅館等を対象とした、商品券等をオンライン上で売買する購入型クラウドファンディングを活用して中小事業者等を支援。

ウ 食品製造設備や飲食店衛生設備への支援（県）【農業水産局】



○ 食品製造事業者等が行う施設整備に対する支援

輸出先国の市場変化に対応するため、食品製造事業者等が行う施設等の整備を支援（補助率：1 / 2）。



○ 外食事業者が行う衛生管理の徹底・改善を図る施設等整備に対する支援

インバウンド需要を回復させるため、外食事業者が行う衛生管理の徹底・改善を図る施設等の整備を支援（補助率：1 / 2）。



エ 県内観光の需要拡大に向けた取組（県）【観光コンベンション局】

○ 観光消費喚起事業

県民の県内旅行を促進するため、主として県内発着の旅行商品を販売した旅行者に対して、代金の 2 分の 1 相当

分（上限1万円）を助成（旅行者は割引価格で購入）。



○ **観光誘客地域活動事業**

県内各地への誘客や域内周遊を目的としたPRの実施、イベント・商談会の開催・出展、キャンペーンの開催等の事業を実施。



オ **通販サイトを活用した観光物産品や農林水産物等の販売促進（県）【観光コンベンション局・農業水産局】**

観光物産品や農林水産物等の販路を拡大するため、通販サイトを活用し、消費者の購買意欲を後押しする割引サービスなどを行うことで、観光物産品や農林水産物等の販売を促進。



カ **スポーツイベントの再開情報等の発信（県）【スポーツ局】**

スポーツイベントの再開等をPRするテレビ番組の制作・放送や、県内で開催されるスポーツイベントを総合的にPRする特設ウェブサイトの立ち上げ等により、スポーツイベントの安全・安心な再開を広くPR。

（3）今後の支援策の展開

今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後を見据え、国の官民を挙げた大規模な取組と足並みを揃えながら、支援策を展開していく。